

市外(内) 0966(43)
役場 ☎ 4111 B&G海洋センター ☎ 4555
保健センター ☎ 4112 中央公民館 ☎ 2050



横断歩道を渡るとき・通るときは歩行者も運転者も周りを見て交通ルールを守りましょう

保健福祉課

65歳以上の人から予防接種します 新型コロナウイルスワクチン接種情報

- ▶ **対象者**：昭和32年4月1日以前に生まれた人
※優先順位に基づきます。
- ▶ **接種会場**：湯前町農村環境改善センター
※原則、集団接種です。
- ▶ **料金**：無料
- ▶ **接種時期**：5月中旬から1回目の接種(予定)
※1回目から3週間以上空けて2回目を接種します。
- ▶ **接種日時**：集団接種希望者に通知を送付
- ▶ **その他**：
 - ①医療従事者…県主体で医療機関で接種
 - ②施設入所者・職員…施設が集団接種会場で接種
※施設により異なります。
 - ③上記以外の人…今後のスケジュールが分かり次第お知らせします

☎ 保健福祉課

税務町民課

4月の町税・使用料の納期限

- ▶ **対象**：
 - ・国民健康保険税(1期) ・介護保険料(1期)
 - ・水道使用料 ・下水道使用料
 - ・住宅使用料 ・インターネット使用料
 - ・保育料 ・湯前町奨学金返還金
 - ▶ **口座振替日**：4月26日(月)
※残高不足に注意してください。
 - ▶ **納期限**：4月30日(金)
- ☎ 税務町民課：国民健康保険税、介護保険料、
建設水道課：水道、下水道、住宅使用料
総務課：インターネット使用料
保健福祉課：保育料
教育課：湯前町奨学金返還金

住宅・空き家のリフォームなどに補助

自宅や空き家をリフォームしたり空き家を解体して新築するなど本町に住み続けたいと考える人のための応援事業があります。

1 【住宅リフォーム補助】

▶**補助要件**：①～⑦のすべてに当てはまる人

- ①町内に住所があり住宅に5年以上住む意思がある
- ②町税などの滞納がない
- ③個人所有か個人が借りた専用住宅をリフォームする
- ④対象経費が20万円(税込)以上の工事を行う
- ⑤町内の業者が施工する
- ⑥年度内に実績報告(工事完了・支払いの報告)ができる
- ⑦他の補助を受けていない

▶**対象経費**：内外部・設備工事費

※下水道工事だけの人は建設水道課にお尋ねください。

▶**補助金額**：対象経費の2分の1(上限30万円)

2 【空き家リフォーム補助】

▶**補助要件**：①～③のすべてに当てはまる人

- ①町内の空き家の所有者か、空き家を購入・借用して5年以上住む意思がある
※災害で被災し罹災証明が発行されたときは定住期間を定めません。

②町税などの滞納がない

③個人所有か個人が借りた専用住宅をリフォームする

④売買か賃貸借契約を結んで1年以内

⑤対象経費が20万円(税込)以上の工事を行う

⑥町内の業者が施工する

⑦年度内に実績報告(工事完了・支払いの報告)ができる

⑧他の補助を受けていない

▶**対象経費**：内外部・設備工事費

※下水道工事だけの人は建設水道課にお尋ねください。

▶**補助金額**：対象経費の2分の1(上限50万円)

3 【空き家解体補助】

▶**補助要件**：①～⑥のすべてに当てはまる人

①町内の空き家を解体し、そこに住宅を建設して5年以上住む意思がある

②町税などの滞納がない

③解体検査をした年度の翌年度初日から2年以内に住宅を建設する予定がある

④町内の業者が施工する

⑤年度内に実績報告(工事完了・支払いの報告)ができる

⑥他の補助を受けていない

▶**対象経費**：法に基づく適正な解体方法での解体経費と家財道具などの処分経費

▶**補助金額**：対象経費の2分の1(上限80万円)

4 【空き家の家財道具等処分補助】

▶**補助要件**：①～⑤のすべてに当てはまる人

①町内の空き家の家財道具などを処分する所有者か入居者

②売買か賃貸借契約を結んで1年以内

③町税などの滞納がない

④年度内に実績報告(処分完了・支払いの報告)ができる

⑤他の補助を受けていない

▶**対象経費**：法に基づく適正な処分方法での家財道具などの処分・搬出経費

※衣類や家電4品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)は除く。

▶**補助金額**：対象経費の2分の1(上限10万円)

【共通事項】

▶**申し込み**：事業採択申請書を問合先に提出

※申請書は企画観光課で受け取るか町ホームページからダウンロードしてください。

▶**申込期間**：4月19日(月)～5月7日(金)必着

※土日祝日を除く。

▶**その他**：

・応募者多数で予算額を上回るときは抽選します。

・交付を決定する前に工事を始めたときは対象外。

・各補助は1住宅あたり1回のみ受けられます。

・補助は予算がなくなり次第終了します。

・要件に当てはまらなくなったときは補助金を返還してもらいます。

☎ 企画観光課 企画振興係

農林業の支援制度

1 【果樹振興の支援】

▶**対象者**：本町に住所があり国の補助事業に当てはまらない農用地で2㌶以上の新植や改植をする農家

▶**補助額**：苗木購入代金の2分の1以内

2 【鳥獣被害の防止柵設置】

▶**対象者**：本町に住所があり中山間・多面的の協定農地以外で鳥獣から農作物の被害を防ぐために柵などを設置する人

▶**補助額**：柵などの材料費の2分の1以内(上限30万円)

3 【作物規模拡大の支援】

▶**内容**：5㌶以上の作付け面積を増やしたり新しく作付けするときの種苗代を補助

▶**補助額**：JAで購入した種苗代金(税抜)の2分の1以内
※水稻、飼料作物は除きます。

4 【農耕車資格取得の補助】

▶**対象者**：本町に住所があり農耕車の資格取得で県立農業大学校で実施される講座を受講する人

▶**補助額**：受講料、宿泊料などの必要経費
※宿泊料は1泊につき1610円まで補助します。

5 【高齢者の園芸施設の導入支援】

▶**対象者**：本町に住所があり小規模ビニールハウスを設置する65歳以上の農家の人

▶**補助額**：本体・被覆・補強資材などの購入代金の2分の1以内(上限30万円)
※中古品の購入代金、設置の諸費用は対象外。

6 【農業研修の補助】

▶**対象者**：本町に住所があり国内外の先進地研修や視察をする人 ※3年間で1度のみ。

▶**補助額**：交通費、宿泊費などの必要経費(税抜)から他団体の助成金を引いた1/2以内
※上限…国内5万円、国外10万円

7 【農業機械・施設などの導入支援】

▶**対象**：『担い手づくり総合支援事業』に当てはまらず、『規模拡大』の要件を満たし次のすべてに当てはまる

①65歳未満の認定農業者

②45歳以下の後継者と農業を営む65歳以上の認定農業者

③町内に主の事務所と経営地があり農業経営改善計画の認定を受けた法人

④認定新規就農者

▶**補助額**：水稻・麦栽培に必要な機械、500平方㌦以上のビニールハウスと付帯設備、その他の機械で町長が認める購入費(税抜)の30%。②・④と45歳以下の認定農業者は50%(上限300万円)
※被覆資材のみの更新は対象外。

8 【農業後継者の支援】

▶**対象者**：『農業次世代人材投資事業』に当てはまらず次のすべてに当てはまる人

①就農時に満50歳未満で就農に強い意欲がある

②農業に従事した日数が年間250日以上(見込)

③農業を始めて3年以内で今後5年以上続ける人

▶**補助額**：1年目…月額10万円
2年目…月額8万円 3年目…月額6万円

9 【湯前版中山間地域支払交付金事業】

▶**対象**：集落協定を結び、国の同制度の対象とならない田で5年間以上の活動をする集落

▶**補助額**：10㌶あたり6000円以内

10 【球磨スギ・ヒノキの需要を促進】

▶**対象者**：球磨スギ・ヒノキを使った木造住宅を新築・増築・改築して定住する人

▶**対象住宅**：

①専用住宅

②店舗や事務所が一体で居住部分を判別できる住宅

▶**補助額**：構造代の代金(税抜)
(上限…町内施工業者30万円、町外20万円)

地域おこし協力隊を2人募集します



まちづくりの原動力、推進力となるような人材として「地域おこし協力隊」を募集します。U・I・Jターンを考えている家族や知り合いなどへおすすめください。

▶ **職種**：地域おこし協力隊

▶ **任用期間**：6月1日(火)～翌年3月31日(木)
※1年ごとに更新、最長3年まで延長可能。

▶ **仕事内容**：①、②ともに1人

① **移住定住促進に関する活動**

・移住を希望する人の相談対応、お試し住宅を活用した企画と運営、空き家バンクの運営など

② **まんが美術館の運営、文化財保護活用に関する活動**

・まんが美術館に関する運営企画と情報発信活動
・文化財資源の調査、資料整理など

▶ **勤務条件**：

勤務日	週5日(原則、月～金曜日)
勤務時間	週35時間
勤務場所	企画観光課など
休日	土・日・祝日・年末年始 ※休日出勤のときは休日の振り替えで対応。
報酬額	月額18万5161円
諸手当	通勤手当
昇給制度	あり
休暇	年次有給休暇や夏季休暇などの特別休暇
社会保険	社会保険・厚生年金保険・雇用保険に加入
労災保険	労働災害補償保険が非常勤公務災害補償制度
その他	健康診断・ストレスチェックあり 学歴や職歴で給与の増額あり
任用根拠	地方公務員法第22条の2に規定のある「会計年度任用職員」としての任用

▶ **応募要件**：①～⑤に当てはまる人

① おおむね20歳以上45歳以下(応募日現在)

② 現在、三大都市圏※1などの条件不利地域※2以外に住んでいて、任用後に本町に住民票を移して移住できる

③ 日常的に普通自動車を運転している

④ 地域になじみ、住民と一緒に地域おこしに取り組む意欲がある

⑤ パソコン(Word・Excelなど)の一般的な操作ができる

※1：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・岐阜県・愛知県・三重県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県のこと。

※2：総務省「特別交付税措置に係る地域要件確認表」で確認できます。
※原則、指定した住宅に入居してもらいます。(実家に住む人以外は家賃のみ町が負担)

※活動に使用する車は町が準備します。

※引っ越しにかかる費用は自己負担です。

※まんが美術館の運営、文化財保護活用に関する活動については学芸員資格者優先採用です。

▶ **申込資格**：次のいずれにも当てはまらない人

・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない

・本町職員として懲戒免職の処分を受けてから2年経過していない

・日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党や団体を結成し加入している

▶ **申込方法**：「地域おこし協力隊応募用紙」「住民票(写し)」「運転免許証(写し)」を企画観光課へ提出(持参か簡易書留郵便で郵送)

※申込書は企画観光課で受け取るか町ホームページからダウンロード

▶ **申込期限**：4月30日(金) ※当日消印有効。

▶ **選考方法**：

(第1次)書類選考

※応募日から1週間程度で結果をお知らせします。

(第2次)面接選考(第1次選考合格者のみ)

※面接後2～3週間程度で結果をお知らせします。

※新型コロナの影響で第2次の選考方法を変えることがあります。

▶ **申込先**：〒868-0621 湯前町1989-1

企画観光課 企画振興係

介護予防専門スタッフ(兼介護認定調査員)を1人募集します 本町の会計年度任用職員

▶ **職種**：介護予防専門スタッフ(兼介護認定調査員)

▶ **任用期間**：5月1日(土)～翌年3月31日(木)

▶ **募集人員・勤務条件**：表のとおり

募集人員	1人
仕事内容	① 介護認定調査 ② 介護予防事業の運営補助、実施 ③ 地域の通いの場などでの介護予防事業の活動 ④ 各種会議などに出席し介護予防事業担当者として意見を述べる ⑤ パソコン(ワード、エクセル、メール)の操作
勤務日	週5日(原則、月～金曜日)
勤務時間	週30時間
勤務場所	湯前町保健センター
休日	土日・祝日 ※休日出勤のときは、休日の振り替えで対応
報酬額	月額13万9045円
諸手当	通勤手当
昇給制度	あり
休暇	年次有給休暇や夏季休暇などの特別休暇
社会保険	社会保険・厚生年金保険・雇用保険に加入
労災保険	労働災害補償保険が非常勤公務災害補償制度
その他	健康診断・ストレスチェックあり 学歴や職歴で給与の増額あり
任用根拠	地方公務員法第22条の2に規定のある「会計年度任用職員」としての任用

▶ **申込資格**：地方公務員法第16条で次のいずれかに当てはまる人は申し込みできない

・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない

・本町職員として懲戒免職の処分を受けてから2年経過していない

・日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党や団体を結成し加入している

▶ **申込方法**：「湯前町会計年度任用職員任用申込書」

を問合先に提出(持参か簡易書留郵便で郵送)

※申込書は問合先で受け取ってください。

※写真は申し込み前3か月以内に撮影した鮮明なもので縦4㍍、横3㍍、上半身、正面向き、脱帽のものを使い、裏に氏名を記入。

※提出書類は返却しません。(不備などで受け付けできないものを除く)

※受付期間外に提出されたものは受理しません。

※記載された個人情報を選考と任用手続き以外では使用しません。

▶ **申込期限**：4月23日(金) ※当日消印有効。

▶ **選考方法**：面接

※日時は個別にお知らせします。

※申込者が多いときは書類選考を行います。

※結果は後日お知らせします。

▶ **任用後の注意点**：

・勤務態度や適性能力を確認するため1カ月の条件付採用期間を設け、この期間に職務遂行能力の適性が低いと判断されたときは、採用の取り消しや他の職種への変更をすることがあります。

・職務上、知り得た秘密や個人情報を在職中はもちろん退職後も第三者に漏らしてはいけません。

▶ **その他**：申込者は候補者名簿に年度内登録し、人材が必要となったときは名簿から書類選考を行い連絡することがあります。

☒ 保健福祉課

町営住宅の入居者を募集します

▶対象住宅

住宅名	戸数	地区	規模	月額家賃	構造など
高見住宅	1戸	野中田3	3DK	1万600円～ 2万800円	簡易耐火2階建 (浴槽・給湯設備は入居者負担)
下京手住宅	1戸	上村	2K	5000円～ 8500円	簡易耐火平屋建 (浴槽・給湯設備は入居者負担)



▶条件：

- 1 住む場所に困っていることが明らかで、同居親族(予定でも可)がいる
- 2 町税・使用料などを滞納していない
※連帯保証人も同じです。
- 3 入居・同居する人が暴力団員でない
- 4 所得
(一般世帯)月額15万8000円以下
(高齢者・障がい者世帯)月額21万4000円以下
- 5 単身者で、60歳以上や障がい者など

▶入居可能日：5月中旬予定

▶申し込み：次の書類を建設水道課に提出

- ・ 申込用紙
※建設水道課で受け取るかホームページからダウンロード。
- ・ (入居・同居者)住民票、所得証明書、納税証明書
- ・ (連帯保証人)所得証明書、納税証明書

▶提出期限：4月30日(金)17:00

▶その他：

- ・ 申し込みが多い場合は、選考委員会の意見を参考に決定します。
- ・ うその記載があったときは失格とします。
- ・ 水道使用料、下水道使用料は別に手続きが必要です。
- ・ 湯前町インターネット接続サービス利用可能です。(月額3500円) ※別に手続きが必要。

◆休日当番医と当番薬局 (4/15～5/5)

※旬報配布後に医療機関が変更になることがあります。受診時は医療機関に確認してください。(市外局番：0966)

日	場所	病院・薬局名	電話番号	日	場所	病院・薬局名	電話番号
18日(日)	多良木	横山医院	42-2132	2日(日)	あさぎり	東病院	45-5711
		相良	緒方医院			35-0131	岩井クリニック
	くま薬局		35-1300			岡原けんこう堂薬局	45-6023
	人吉	外山胃腸病院	22-3221			きりん薬局岡原店	45-1280
		ふかみ耳鼻咽喉科	24-1126		おかざき薬局	49-2905	
		増田クリニック小児科	22-3570		みなみ眼科	22-6820	
		五日町薬局	23-6228		堤病院附属九日町診療所	22-2251	
		まえだ薬局	23-2987		堤病院附属九日町診療所小児科	22-2251	
		宝来調剤薬局	22-6884		さくら調剤薬局九日町店	22-2162	
	25日(日)	多良木	仁田畑クリニック		42-1123	3日(月)	多良木
ひご薬局多良木店			49-1011	きりん薬局原田店	42-9600		
あさぎり		たかの眼科	47-2550	あさぎり	やまむら医院		45-0005
		くろみ薬局	49-9630		エスエス堂きりん本町薬局		45-6330
人吉		万江病院	22-2357	相良	権頭医院		36-0008
		平井整形外科リハビリテーションクリニック	24-8213	あさぎり	こんどう整形外科		45-6555
		たかはし小児科内科医院	24-2222	錦	高田内科医院		38-3677
		さくら調剤薬局瓦屋店	22-1677		高階誠心堂錦調剤薬局		38-4940
		エスエス堂薬局城本店	22-0377	人吉	増田クリニック小児科		22-3570
		たんぼぼ薬局	23-6170		五日町薬局		23-6228
29日(木)	あさぎり	増田耳鼻咽喉科クリニック	45-8001	5日(水)	水上	古城クリニック	44-0321
		犬童内科胃腸科医院	45-1125			クスノキ薬局桜の里店	47-8123
		清風薬局サンロード免田店	49-9600		錦	田中医院(錦)	38-0061
		くろみ薬局	49-9630		人吉	たかはし小児科内科医院	24-2222
	球磨	球磨村診療所	32-0377			たんぼぼ薬局	23-6170
	人吉	人吉医療センター小児科	22-2191		人吉	さくら調剤薬局医療センター前店	32-9657
		エスエス堂瓦屋店	32-7677			まえだ薬局	23-2987

◆健康相談・健康教室 (4/15～5/5) ※日程が変更となることがあります。

※健康相談・健康教室に参加する人は健康手帳を持参してください。

日	内容	時間	場所	準備物
19日 (月)	総合健康相談 ※毎週月曜日開催	9:00～11:30	湯前町保健センター	
20日 (火)	健康運動(コンディショニング) ※毎週火曜日開催	10:00～12:00	//	
22日 (木)	中里2区健康相談	10:00～	中里2区公民分館	
26日 (月)	金色の会(男性料理教室)	10:00～	湯前町保健センター	○エプロン ○三角きん ○200円
27日 (火)	瀬戸口区健康相談	13:30～	瀬戸口区公民分館	

◆検診 (4/15～5/5) ※日程が変更となることがあります。

日	内容	時間	場所	準備物
20日 (火)	幼児健診 ▶H28年4、5月生 ▶H29年8、9月生 ▶H30年8、9月生 ▶R元年8、9月生	13:00～	湯前町保健センター	○母子手帳 ○問診票 ○歯のアンケート
21日 (水)	幼児歯科検診 ▶2歳以上の4、8、12月生 ※幼児健診と重なるときは案内しません。	9:00～	湯前町保健センター	○母子手帳 ○歯のアンケート

◆年金相談(予約制) (4/15～5/5)

※八代年金事務所 お客様相談室 ☎0965(35)6123

※日程が変更となることがあります。

日	場所	時間
19日 (月)	人吉市東西コミュニティセンター	9:30～17:00
21日 (水)	多良木町役場(町民相談室)	9:00～17:00
26日 (月)	人吉市東西コミュニティセンター	9:30～17:00
28日 (水)	錦町社会福祉協議会(温泉センター)	9:00～17:00

◆就労支援相談(予約制) (4/15～5/5)

※若者サポートステーションやつしろ ☎0965(37)8739

※日程が変更となることがあります。

日	内容	場所	時間
28日 (水)	若者サポートステーション 湯前出張相談会	湯前駅 レールウイング内 展示体験販売施設	13:30～16:30



町の情報を ライン でゲット

▶町公式LINEの登録方法：①QRコードを読み込む ②アプリ
内のホーム画面で「湯前町」か「@yunomae」で検索

人口/3711人
男/1737人 女/1974人
世帯数/1566戸
※3/31現在